

裁判官の4割以上が博士! 最高人民法院知財法廷が 設立されて以来 4124 件の案件が結審した

前書：12月24日午前、最高人民法院知財法廷は「知財法廷に入って行く」というテーマのイベントを開催し、イベントで知財法廷の担当者が2年間の仕事を紹介した。



最高人民法院知財法廷が24日に発表したデータによると、2019年1月1日に設立されて以来、2020年12月23日までに計5104件の案件を受理し、4124件の案件が結審した。そのうち、2905件の民事二審案件を受理し、2277件が結審した。908件の行政二審案件を受理し、614件が結審した。これまでに、知財法廷は、計111回の専門裁判官会議を開き、418条の具体的な法律適用規則が形成された。最高人民法院知財法廷は最高人民法院が設置した常設審判機構であり、全国での専利、独占などの専門技術性の高い民事・行政上訴案件を統一的に審理する。

知財に関連する案件の審理は難しいため、裁判官の個人的な資質への要求はより高い。紹介によると、現在、同法廷には裁判官38人、裁判官補佐44人がいる。裁判官全員が修士以上の学歴を持っており、そのうち、42%が博士で、37%が理工系出身で、21%が海外留学経験ある。

紹介によると、現在、知財法廷は「全国法院技術調査人材プール」を構築した。360名余りの技術調査官を含み、30余りの技術分野に係わり、技術調査官を派遣して地方法院の裁判業務を支援している。技術的な事実を究明するのが難しいとの問題を有力的に緩和できる。

ハードウェアの面では、知財法廷は、情報化端末応用、同期描写技術、AR技術、音声認識技術、電子署名技術を統合する科学技術法廷を建設し、且つ国家知識産権局及び農業農村部等とのデータ・ネットワーク共有を積極的に推進し、知的財産権の行政法執行と司法連携メカニズムの継続的な改善を促進している。

8件の商標行政訴訟で第三者は虚偽の証拠を提供した

北京知財法院：罰！！

前書：12月18日、北京知財法院は8件の商標行政訴訟案件に対して公開審理し、判決を下した。案件に関連した当事者が虚偽の証拠を提供し、人民法院の案件審理を妨害した行為に対し、行政訴訟法の規定に基づき罰金を科した。



12月18日、北京知財法院は8件の商標行政訴訟案件に対して公開審理し、判決を下した。案件に関連した当事者が虚偽の証拠を提供し、人民法院の案件審理を妨害した行為に対し、行政訴訟法の規定に基づき罰金を科した。

・原告の東莞市金基環保科技有限公司(以下、東莞金基公司与略称する)vs 被告の国家知識産権局、第三者の吉林省綠森林環保科技有限公司(以下、吉林綠森林公司与略称する)の商標權取り消し不服審判の行政紛争案件

・原告の張氏 vs 被告の国家知識産権局、第三者の天津中英保健食品股分有限公司(以下、天津中英会社と略称する)の商標権取り消し不服審判の行政紛争案件

・原告の姚氏 vs 被告の国家知識産権局、第三者の毛氏の商標権取り消し不服審判の行政紛争案件 6 件



上記 8 件の商標権取り消し不服審判の行政紛争案件では、第三者はそれぞれ第 8403409 号「緑森林小屋」商標、第 8072396 号「原晒」商標、第 3084001 号「茶馬古道及び図」商標の権利者である。

上記商標はすべて他人によって 3 年連続不使用取消申請が提出され、国家知識産権局が取消決定、不服審判決定を次々と下し、上記商標の登録を維持した。取り消し申請人は上記の決定に不服して、北京知的財産権法院に提訴した。



北京知財法院の審理によると、当事者が不服審判期間に提出した請求書の証拠が、国家税務総局全国付加価値税請求書検査プラットフォームで調べた結果とは一致していない。具体的には、商品名、商品ブランド、販売者及び納税者識別番号などの情報が実際の状況とは一致していない。

吉林緑森林公司、天津中英公司、毛氏に証拠の原本を提出するよう命じ、証拠偽造の法的影響を明らかに説明した。上記主体はいずれも不実な点について合理的な説明をしなかった。

確認された事実により、北京知財法院は、上記の証拠が偽造されたものであり、案件関連商標の使用を証明できないと認定し、法律に従って国家知的財産権局が下した決定を取り消した。同時に、中国行政訴訟法第 59 条の関連規定により、訴訟参加者が証拠を偽造、隠蔽、破壊したり虚偽の証明資料を提供したりする場合、人民法院は、状況によって一万元以下の罰金を科すことができる。

上記 8 件の案件で、証拠を偽造する行為は、法院が法律に基づいて事実を究明するのを妨害し、正常な訴訟秩序を乱して、司法活動の厳肅性と權威性を損害した。北京知財法院は吉林緑森林公司与天津中英公司にそれぞれ 1 万元の罰金を科し、毛氏に合計 3 万元の罰金を科した。

商標権取り消し不服審判の行政訴訟は、商標権が三年連続不使用により、取り消されることに関わり、税務機關が発行した請求書などの商業文書は商標の実際の使用を証明するカギの根拠であり、当事者はこのような案件で偽証を提出したことで、誠実精神とルール意識の欠乏が反映され、信義誠実との商標登録・使用の秩序が違反された。北京知財法院は、このような案件における証拠に対して、審査力を高め、偽証行為に対して法律に基づいて厳格に処理し、誠実な商標登録・使用の秩序を建築し、法律の尊嚴と司法の權威を確保する。



同時に、北京知財法院は、このような行為に対する処罰を通して、商標権利者の誠実意識を強化し、商標の行政手続きにおいて誠実に答弁させ、不必要な手続きを回避し、迅速に商標権の所有者を確定し、紛争を階層的に解決し、訴訟発生段階での介入で紛争を減らし、訴訟発生源の管理を改善し、矛盾や紛争が「発生しないうちに解消し、訴訟せずに済む」ように努めている。

国知局:第1陣の知財行政法執行を指導する判例を公表!

前書: 知的財産権への保護の強化に関する中央政府の決定・配置を徹底的に実施し、法執行基準を統一し、案件処理レベルを向上させ、知的財産権行政の法執行業務の指導を強化するために、2020年12月14日、国家知識産権局は第1陣の知財行政法執行を指導する判例に関する通知を公表した。今回は合計5件の指導判例が発表された。以下は、2番目の指導事例についての紹介である。

北京宏源利得商貿有限公司による「Tiger」等の登録商標の独占権の侵害について 元北京市工商行政管理局豊台分局が調査して処罰を決めた案件






案件の要点

販売者と供給者の株主が交差して勤めており、密接な関係があり、且つ供給者は商標権利者が登録した商標と似ている商標を商標当局に出願して、却下されたことがある。したがって、販売者が主観的に知ったまたは知り得る状況にあると推定でき、商標権を侵害する行為を構成し、権利侵害の責任を免除することはできない。

基本的な案件経緯

2018年1月9日、元北京市工商行政管理局豊台分局の法執行人員が検査する中、北京木樨園特別特商貿有限公司が設立した経営場所で販売されていたスニーカーは、株式会社Asics（株式会社アシックス）の「Tiger」等の商標独占権を侵害した疑いがある、と発見した。販売者は北京宏源利得商貿有限公司（以下当事者を略称する）であった。調査によると、当事者は泉州艾詩克詩体育用品有限公司と加盟契約を締結し、亜瑟斯の虎ブランドのスニーカーの販売を代行していた。上

記スニーカーの舌革には「」の商標が付かれており、株式会社Asicsの第6936142号

の商標「」と似ている。一部の靴の外側には、「」「」または「」「」のような変形した「井」みたいな図の標識が付かれており、株式会社 Asics が登録した商標と似ている。案件調査の中、当事者は、自分が案件関連靴が商標権を侵害した商品であることを知らなかったので、『商標法』第六十条第二項に基づいて責任を免除すべきだと主張した。法執行人員は企業の登録情報を比較することを通して、当事者と泉州艾詩克詩体育用品有限公司とは密接な関係があり、株主は交差して勤めており、且つ泉州艾詩克詩体育用品有限公司が権利者の商標に似ている商標の登録を申請し、商標当局に却下されたことがあることを発見した。調査により、当事者は巫瑟斯の虎ブランドのスニーカーを 15 の経営者に提供し、販売してもらい、計 6144646.64 元の代金を受け取った。上記 15 の経営者及び当事者の在庫靴は、16277 足ある。当事者が既に販売した靴の実際の平均販売価格の 307.80 元で計算すると、上記在庫靴の合計価値は 5010060.60 元で、違法の経営金額は 11154707.24 元に達した。

処罰の決定

法執行機関は法律に基づいて、当事者の行為が『商標法』第 57 条第(3)項に規定された権利侵害行為に属すると認定し、『商標法』第 60 条第 2 項の規定に基づいて、直ちに権利侵害行為を停止するようと命じ、権利侵害品である 6687 足の靴を没収し、55773536.20 元の罰金を科した。

指導の意義

本件は販売者の商標権侵害の免責条項の適用に係る。商標法の規定により、販売者の権利侵害責任を免除するには、3 つの要件を同時に満たさなければならない。第一は販売者が販売した商品が商標独占権を侵害していることを知らない。第二は販売者は商品の取得が合法的であることを証明できる。第三は販売者が商品の提供者を説明できる。本件では、案件関連供給者は、権利者の商標に似ている商標を商標当局に申請し、却下されたが、依然として同じ商品に権利者の商標に似ている商標を使用し、権利侵害の主観的な故意があり、知ったまたは知り得る状況に属する。当事者と供給者の株主が交差して勤めており、密接な関係があり、上記使用行為が商標権を侵害した疑いがあることを知っているはずである。主観的に知ったまたは知り得る状況に属し、登録商標の独占権への侵害を知らなかったとの法定免責要件に該当しない。